

被扶養者現況調査にご協力ください



期限までに必要書類をご提出ください。

厚生労働省の指導により、被扶養者資格の再確認を毎年実施しています。
健康保険の制度を適切に運営するために、ご協力をお願いします。



被扶養者現況調査とは

健康保険の被扶養者になるには、収入や居住、送金など認定基準を満たしていることが必要です。健康保険組合には公平に健康保険を運営するために、すでに被扶養者になっている人の資格の再確認（検認＝被扶養者現況調査）を毎年実施することが義務付けられています。

書類が提出されない場合は資格の確認が行えないため、**被扶養者の資格を失い、健康保険証が使用できなくなる場合があります。**資格を失った日にさかのぼって医療費を返還いただくことになりますので、予めご了承ください。

実施にあたっての法的根拠

- 「保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる」（健康保険法施行規則第50条）
- 「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること」（厚生労働省保険局長通知保発第1029004号）
- 「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」（厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号）
- 「検認または更新を受けない被保険者証は、無効とする」（健康保険法施行規則第50条7項一部抜粋）

クボタ健康保険組合

<https://www.kenpo.gr.jp/kubota/>

被扶養者の資格を満たしているかを確認するための調査です

調査票及び収入証明などの書類をご提出ください。



▶ 被扶養者の資格確認の原則

被扶養者になることができるのは、「被保険者本人から見て3親等内の親族」で、「収入が基準額以下」であり、**生活費の半分以上を継続して被保険者が負担し、被保険者によって生計が維持されていることが証明できる人**です。引き続き基準を満たしているかを確認するために事実を証明する書類を提出いただき、健康保険組合で審査します。

なお、健康保険の被扶養者の基準は、税法上の扶養親族や会社の扶養手当の基準とは異なりますのでご注意ください。

※75歳（一定の障害がある場合は65歳）以上の人は、後期高齢者医療制度に被保険者として加入するため、条件を満たしていても被扶養者にはなりません。

3親等内の親族

収入が基準額以下



被保険者の収入で
生計が維持されている

▶ 認められる親族の範囲

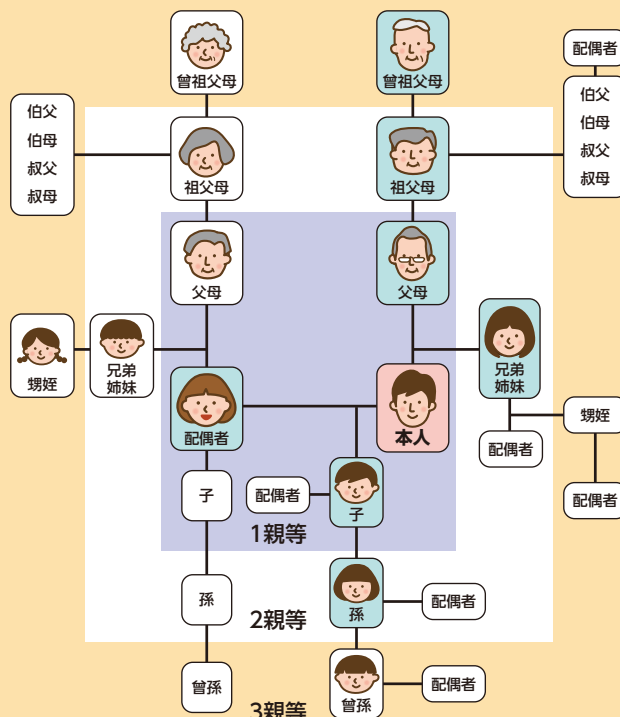
被扶養者として認められる範囲は、被保険者から見て3親等内の親族になります。

同居とは原則、被保険者と被扶養者が実際に今住んでいる住所が一致していることが条件であり、家計を共同にしていることが重要です。たとえば被保険者と同一住所に住んでいても、**収入や支出などを行う家計が別の場合は、生計維持関係がないということになり、その親族は被扶養者とは認められません。**

別居の場合は、仕送りが必要 送金事実を確認します

別居の場合は家計を共同にしていいため、その家族の生計を支える仕送りが必要です。毎月必ず行うことが条件であり、複数月分をまとめた一括送金は不可です。調査では送金事実を確認するため、第三者が見て、「いつ、誰から誰へ、いくら送金したか」がわかるように、振込の控えや金融機関の通帳の写しなどの証明をご提出願います。現金の手渡しは認められません。

- ☒ は、被保険者と生計維持関係があれば、同居・別居を条件としない。
- ☐ は、被保険者と生計維持関係があり、且つ、同居していることを条件とする。



- 同居でなくてもよい人
配偶者（内縁を含む）・子・孫・兄弟姉妹・父母等直系尊属
- 同居であることが条件の人
上記以外の3親等内の親族（義父母等）
被保険者の内縁の配偶者の父母・連れ子

▶ 被扶養者の収入の限度額

被扶養者になれる収入には限度額が定められているため、収入額が基準を外れると被扶養者の資格を失います。健康保険法上の収入額は、税法上の定義とは異なり、「課税・非課税を問わず受け取る現金、現物収入（交通費等）の全て」となっています。このため、所得控除する前の総支給額から判断します。

収入の
限度額



■ 被扶養者になれる収入限度額と居住状況

被扶養者の年齢など	年間収入	月額収入
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満
60歳以上・ 障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満



被保険者と被扶養者が
同居

被扶養者の年収が
被保険者の年収の1/2未満

被保険者と被扶養者が
別居

被扶養者の年収が
被保険者からの送金額より少ないこと

被扶養者資格があるかどうかチェックしてみましょう

CHECK

主として被保険者の収入により
生計を維持されていますか？

はい

いいえ

被扶養者になれません

次のいずれかに該当しますか？

- 直系尊属（被保険者の父母、祖父母、曾祖父母）
- 配偶者（内縁関係を含む）
- 子・孫および兄弟姉妹

はい

いいえ

同居していますか？

はい

いいえ

年収が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）未満で、その額が被保険者からの仕送り等の援助額より少ないですか？

はい

いいえ

被扶養者になれます

被扶養者になれません

年収が130万円（60歳以上または障害年金受給者は180万円）未満で、その額が被保険者の年収の1/2未満ですか？

はい

いいえ

被扶養者になれます

被扶養者になれません

次のいずれかに該当しますか？

- 3親等内の親族
- 配偶者（内縁関係を含む）の父母および子（配偶者が死亡後も含む）

はい

いいえ

同居していますか？

はい

いいえ

被扶養者になれません



被扶養者の資格を満たしていない場合は手続きが必要です!!

資格喪失には手続きが必要です。自動的には削除されません。被扶養者が就職、別居、経済的自立などで基準を満たさなくなった場合は、ただちに「被扶養者喪失届」と「保険証」を提出してください。また離婚、死亡の場合も手続きが必要となります。忘れずにお手続きください。

被扶養者現況調査に関する Q&A



Q1

家族は被扶養者として、すでに認定されていますが、なぜ調査が必要なのですか？

A

ご家族の生活状況や収入は、認定当時から変化することがあるため、**健康保険法施行規則第50条に基づき、厚生労働省より毎年調査を実施するように指導されております。**

扶養基準に該当しない方が被扶養者のままであると、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げ等、被保険者の皆様への負担増に繋がります。そのため、ご家族が引き続き被扶養者としての資格を満たしているかを再確認することを目的として調査を実施しております。

Q2

「被扶養者喪失届」の提出を忘れていましたが、喪失日以降、保険証は使用していないので、健康保険組合に負担はかかっていませんよね？

A

皆様から納めていただいた保険料の一部は、高齢者医療制度への納付金として国に納めています。この納付金額は、被扶養者を含む加入者数によって決められており、**たとえ医療費を使っていなくても「被扶養者喪失届」を提出いただかなければ、加入者数が減らず、本来払うべき納付金額より余計に負担することになってしまいます。**健康保険組合の健全な財政維持のためにも、被扶養者が扶養基準に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

Q3

「所得証明書」や「住民票」を役所で取得するのに費用が発生しますが、健康保険組合が負担してくれますか？

A

証明書類の取得のためにかかる**交通費や発行手数料は自己負担**となります。適正な扶養確認のため、何卒ご理解いただき、ご協力をお願いします。

Q4

調査対象となっている家族は、無職・無収入ですが、「所得証明書」や「非課税証明書」を提出する必要がありますか？

A

必要です。**ご家族に収入がないということを証明する公的書類**となります。

Q5

被扶養者である別居の家族に、生活費を手渡しで渡しているのですが、仕送り証明書を提出しなければならないのですか？

A

被扶養者が主として被保険者によって生計維持されているという事実を、**健康保険組合が客観的に確認できることが必要ですので、現金の手渡しは認められません。**必ず、振込の控えや金融機関の通帳の写しなど、第三者が見て、「いつ」、「誰が」、「誰に」、「いくら」振り込んだのかがわかる証明を提出してください。なお、被保険者のキャッシュカードを使用して、現金を引き出し、生活費としている場合も、被扶養者が引き出したということがわからないため、仕送りとは認められません。

※上記以外にも、**よくあるご質問をクボタ健康保険組合のホームページに掲載**しておりますので、是非ご確認ください。

クボタ健保 Q&A

検索

